

令和7年第8回野洲市農業委員会総会議事録

令和7年8月12日 午前9時30分より野洲市総合防災センター2階研修室において、令和7年第8回野洲市農業委員会総会を開催する。

出席委員は、下記のとおり。

出席委員

1 番	野洲	秀一
2 番	針本	一春
4 番	井上	輝子
5 番	中濱	佳久
6 番	橋本	高明
7 番	森	恒仁
8 番	田中	靖志
9 番	角出	昇
10 番	北浦	一宏
11 番	木村	二郎
12 番	市木	和雄
13 番	米澤	博
15 番	辻	美智子
16 番	島村	平治
17 番	清水	稔
18 番	山本	芳隆
20 番	青木	章
21 番	川東	静佳
22 番	石塚	健一
23 番	小森	喜一
24 番	廣瀬	久雄
25 番	山田	富男
26 番	立入	三千男

欠席委員

3 番	北中	良夫
14 番	井狩	憲一
19 番	岩井	正男

会議に参与したる職員

農業委員会	事務局長	西野	智
	事務局次長	荒川	博志
	一般事務員	山瀬	朋美

議長

それでは、只今から、令和7年第8回農業委員会総会を開会します。
日程に入るに先立ち、報告を行います。

本日の出席委員は22名であります。

欠席は3番 北中委員、14番 井狩委員、19番 岩井委員であります。
12番市木委員は 遅延の連絡を受けています。

これより、日程に入ります。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

1番 野洲 委員、2番 針本 委員、を指名いたします。

日程第2 会期の決定について、本会期は、本日1日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議第24号から議第26号の3議案を順次上程します。

まず、議第24号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議題とします。

まず、事務局からの説明を求めます。

事務局

それでは、議第24号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、ご説明いたします。

案件は2件でございます。

議案書の1ページをご覧ください。

まず1件目の資料は別紙Aの1ページから2ページ、2件目の資料はAの3ページか

ら4ページでございます。

この2件の案件については、譲渡人と譲受人、同一の方となり、交換による所有権移転となります。

1件目の農地は、市三宅 ●●●、登記地目・現況地目ともに 田、面積 1, 310㎡、譲渡人 ●●● 氏から、譲受人 ●●● 氏へ、交換により所有権の移転をされるものです。

2件目の農地は、小篠原 ●●●、登記地目・現況地目ともに 田、面積980㎡と800番3、登記地目・現況地目ともに 田、面積137㎡、計1, 117㎡について、譲渡人 ●●● 氏から、譲受人 ●●● 氏へ、交換により所有権の移転をされるものです。

1件目の譲受人の●●● 氏は、高齢でもありますが、市三宅には他にも農地を所有されており、基盤整備された農地であれば農業も容易であり可能であると判断され、2件目の案件である小篠原字半田の農地と交換することで、譲渡人の●●● 氏との合意が得られ、今回の申請に至っています。

別紙Aの1ページの調査表をご覧ください。

譲受人に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表のとおりです。

次に2件目です。

2件目の案件である譲渡人の●●● 氏は、小篠原●●●の市街化区域内の農地を所有されておりますが、騒音や農薬散布などによる近隣への影響等を考え、今後の農業経営が困難であると判断されております。

このことから、この農地を担って頂ける農業経営に詳しい譲受人を探していたところ、市街化区域内での積極的に行って頂ける、1件目の譲渡人である●●● 氏と合意が得られ、今回の申請に至っています。

譲渡人の●●● 氏は、家族とともに農業を営営しており、自作している農業経営の実態もあります。また、通作可能な耕作地であるため今後の経営基盤にもつながると判断し、合意が得られたことから、農地の交換という形で今回の申請に至っています。

譲受人は、家族とともに農業を営営されており、通作可能な農地を中心に経営規模拡

大の意向を持たれています。

別紙Aの3ページの調査表をご覧ください。

譲受人に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。

また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表のとおりです。

事務局からの説明は以上です。

議長

続きまして、意見委員の説明であります。議案番号1及び2については、本日欠席の北中委員の関係人が譲渡人又は譲受人でありますことから、本職が一括してご説明いたします。

詳細については、只今事務局からの説明のあったとおりであります。市街地での耕作が困難であるため、近隣に農地が多い地域で農業を営みたいと希望されている喜多氏の要望を受けて、●●●氏が農地の交換に合意され、申請に至ったものです。皆様のご審議をお願い致します。

議長

それでは、説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。ご質疑はございませんか。

5番 中濱委員。

中濱委員

事務局の説明では譲渡人は市街化区域での農業を行うことは埃や薬散布の関係で難しいということですが、譲受人は埃や薬も散布せずに農業ができるということですか。

事務局

譲受人は農業に詳しくしっかりと対応できるとの思いから、譲渡人は交換をされるものです。

中濱委員

説明通りにこの地で継続できるかどうかの質問である。

事務局

譲渡し人は市街地で農業を行うのに懸念されており手放したい思いがあり、譲受人であればしっかりと行っていただけると判断されたことから申請に至りました。

小森委員

水稻以外の作物をするのであればそういうことが言えるが、今回は水稻だけなので埃が立つのは少ないのではないか。

議長

他にご質疑はございませんか。

(挙手なし)

議長

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第24号の採決に入ります。

お諮りいたします。

議第24号について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数と認めます。

よって議第24号は、許可することに決定いたしました。

次に、議第25号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議第25号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、ご説明いたします。

案件は1件です。議案書の2ページをご覧ください。

資料は別紙Aの5ページから8ページでございます。

野田 ●●●、登記地目 田・現況地目 宅地、面積140㎡について、申請人 ●●● 氏から、宅地への地目変更登記のために申請があったものです。

申請地は、もともと田として利用されていましたが、昭和53年3月17日に国道477号線建設に伴い分筆され、その後、長らく畑として使用されてきました。その後、自らの判断により埋め立て、露天駐車場として利用してきましたが、手続をせずにいたことを知り、現況どおり宅地に登記地目を変更するため、今回の申請をされたものです。

別紙Aの5ページの調査表をご覧ください。

農地法第4条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地は、住宅が連担する区域内にある第3種農地で、白地農地です。その他の項目についても記載のとおりです。

次に、別紙Aの6ページの位置図、7ページの土地利用計画図及び8ページの横断図をご覧ください。

申請地は赤線で囲んでいる部分であり、周囲の西側には申請人の家屋があり、申請地はすでに駐車場として使用されています。

また、南側にはU字側溝があり隣接地とは、既存ブロックにより土砂の流出を防止する構造となっています。

申請地の切土盛土はなされず、現状の利用を維持することとして提出されています。

なお、今般の手続きにあたり、申請人から農地転用の許可を得ず農地を転用したことについての謝罪と今後農地法を遵守する旨の顛末書が提出されています。

現地確認の結果、農地に回復することも困難であることから、顛末案件として申請を受け付けております。

事務局の説明は以上です。

議長

続きまして、意見委員の説明を求めます。

第 11 番 木村委員 お願いします。

木村委員

11 番 木村です。

野田 の 案件について説明致します。

ただ今、事務局からの説明があったとおり、申請人は、自宅の裏手にある申請地を自家用の駐車場として使用されています。

今回、法令に対する認識不足により、自らの判断で申請地を埋め立て、露天駐車場として利用してきたことについてのお詫びと、今後は法令を遵守(じゅんしゅ)する旨の

顛末書を添付して申請されています。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。

(挙手なし)

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第25号の採決に入ります。

お諮りいたします。

議第25号について賛成の方は挙手をお願いします。

挙手全員と認めます。

よって議第25号は許可することに決定いたしました。

次に、議第26号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議第26号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、ご説明いたします。

案件は2件です。議案書の3ページをご覧ください。

まず1件目、資料は別紙Aの9ページから12ページでございます。

八夫 ●●●、登記地目・現況地目とも 畑、面積 340㎡、について、譲渡人 ●●● 氏と、譲受人 ●●● 氏とのあいだで、資材置場とするため、転用および売買による所有権移転の申請があったものです。

別紙Aの9ページの調査表をご覧ください。

農地法第5条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地の農地区分については、住宅の用に供する施設が連担している区域内にある第

3種農地 と判断します。

その他の項目についても記載のとおりです。

別紙Aの10ページの位置図をご覧ください。

申請地は赤色で着色している土地です。

別紙Aの11ページの土地利用計画図をご覧ください。

申請地の北側には市道、東側および西側の隣地には、既存の水路があり、周囲の営農に支障を及ぼすことはないものと判断できます。また、農地の所有者および耕作者の承諾を得ています。また、斜線の部分は既存のアスファルト舗装部分であり、駐車場として使用されています。

なお、今般の手続きにあたり、申請人から農地転用の許可を得ず農地を転用したことについての謝罪と今後農地法を遵守する旨の顛末書が提出されており、顛末案件として申請を受け付けております。

次に2件目、資料は別紙Aの13ページから15ページでございます。

比留田 ●●●、登記地目・現況地目ともに 畑、面積 1.07㎡、

について、譲渡人 ●●● 氏と、譲受人 ●●● 氏とのあいだで、住宅地への進入路とするため、転用および贈与による所有権移転の申請があったものです。

別紙Aの13ページの調査表をご覧ください。

農地法第5条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地の農地区分については、住宅の用に供する施設が連担している区域内にある第3種農地 と判断します。

その他の項目についても記載のとおりです。

別紙Aの14ページの位置図をご覧ください。

申請地は赤色の着色部分です。北西側に譲受人の自宅があり、この地への進入路等を設けることによって、土地の有効活用を図りたいと考えておられます。

別紙Aの15ページの図面をご覧ください。

転用地は県道へ無理なく出入りが出来るように進入路の隅切りであり、盛土などはせず使用されます。事務局からの説明は以上です。

議長

続きまして、意見委員の説明を求めます。

第 8 番 田中委員 お願いします。

田中委員

8 番 田中です。

八夫 の 案件についてご説明いたします。

ただいま事務局の説明があったとおり、譲渡人が令和 4 年に相続した申請地を譲受人が取得し、資材置場として転用しようとするものです。

なお、自治会長、農業委員、農業組合長と譲受人との間で、周辺への配慮等について、協議済みであることを申し添えます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

続きまして、意見委員の説明を求めます。

第 2 番 針本委員 お願いします。

針本委員

2 番 針本です。

比留田 の 案件についてご説明いたします。

ただいま事務局の説明があったとおり、申請地を譲受人が取得し、県道から自宅に続く道への進入を容易にするため、進入口の拡張を目的として、転用しようとするものです。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

5 番中濱委員。

中濱委員

八夫の案件ですが、会所ですが既設の舗装の角にあるが土のままであれば雨水がしっかりと流れ込むのか。舗装と土の際まで移設してもらえないのかが心配しています。

そして、張コンクリートと記載されていますが土地改良区の開発条件なのですか。

事務局

会所ますは、計画の中では土の部分から雨水が流れ込むこととなりますが、今、後周囲の農地に影響が出てくるようであれば是正させていただくようにします。
張コンクリートですが開発条件とまでは確認できておりません。

米澤委員

13番米澤です。

●●● は過去にも資材置き場に転用される件数が数件あったが、どの程度の規模の会社なのか、あちこちに資材置き場に転用されている。転用から雑種地となりその後他の用途として使用されることを懸念しています。申請時に確約書を取っているとの事ですが事後調査が必要ではないか。

事務局

工事完了後、3年間のうち半年ごとに資材置き場として使用されているか報告してもらっています。

米澤委員

あちこちに資材置き場がありますが、他に転用されるのではないか。会社や建築の規模により転用できる面積はあるのか。

事務局

会社や建設の規模によって転用できる面積が決まっているものではありません。

中濱委員

資材置き場の後、建売として考えているのではと想像されるが、市街化区域で転用以後3年間管理し続けなければいけない土地として、地権者は安く土地を売っているのが現実ではないのか。農業委員会としてそこは何とかできないのか。

事務局

国からの通知により実施しており、本市が特別にとはいかないので県や近隣市と同様に、対応の足並みを揃えています。

議長

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第26号の採決に入ります。

お諮りいたします。

議第26号について賛成の方は挙手をお願いします。

挙手全員と認めます。

よって議第26号は許可することに決定いたしました。

以上で、本日の議事案件の審議は終了いたしました。

続きまして、日程第4 報告案件に入ります。

報告第10号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について、を議題とします。

事務局

それでは、「報告第10号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について」をご説明いたします。

議案書の4ページをご覧ください。

案件は1件です。

まず1件目、資料は別紙Aの16ページでございます。

行畑 ●●●、登記地目・現況地目とも 田、面積 767㎡について、
譲渡人 ●●● 氏と、譲受人 ●●● 氏 氏とのあいだで、分譲住宅とするため、転用および売買による所有権移転の申請があったものです。
事務局からの説明は以上となります。

議長

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

(挙手なし)

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

次に、報告第11号 田畑転換等農地の形状変更の届出の報告について、を議題としま

す。

それでは、事務局の報告を求めます。

事務局

それでは、「報告第11号 田畑転換等農地の形状変更の届出の報告について」をご説明いたします。

議案書の5ページをご覧ください。資料は別紙Aの17ページでございます。

案件は1件です。

八夫 ●●●、登記地目 田、現況地目 畑、面積 853㎡について、
届出人 ●●● 氏 から 花卉栽培のため、田から畑の田畑転換等農地の形状変更
届出があったものです。

議長

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

(挙手なし)

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これをもって、報告案件は終了いたしました。

以上をもちまして、

令和7年第8回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 10:15